

県外での新生児聴覚検査受診に係る償還払いについてのお知らせ

諫早市では新生児期の健康の保持増進及び育児時不安の軽減を図るため、新生児聴覚検査の公費負担を実施しております。

里帰り出産等により長崎県外の医療機関で受診をされる方には、申し出により検査費用の一部を償還払いいたします。

償還払いとは、乳児健康診査の費用を一旦医療機関等で支払いをしていただき、その後下記の必要書類を添えて市に申請・請求し、後日指定の口座へ振り込む方法です。

県外医療機関で受診される場合は、必ず同封の医療機関提出用文書を提示してください。

記

1 申請に必要な書類

① 新生児聴覚検査事業委託機関外受診に係る助成金交付申請書

- ・提出された書類については返却いたしません。
- ・裏面の例示を参考に記入してください。

② 新生児聴覚検査同意書兼受診(結果)票(原本または写し)

※受診の際は市が交付している受診票を提出し、結果を記入してもらってください。

※検査結果が記載されている母子健康手帳の写しでも可。

③ 乳児健康診査当日の領収書(コピー可)

2 助成金額

提出された領収書を確認し、新生児聴覚検査にかかる費用の一部に対し助成します。

支払い金額は、下記の市で定めた金額(検査時の年度基準額)と検査に要した費用とを比較し、少ない方の額となります。

上限を超えた場合の差額については、本人負担となります。

1回の検査につき、3,000円 (令和7年4月現在基準額)

3 助成対象

令和6年4月1日以降に受けた新生児聴覚検査

4 提出方法

- ① 新生児聴覚検査終了後、受診した日から1年以内に申請してください。
- ② 申請手続きは代理の方でも結構です。

提出は下記の住所へ持参又は郵送してください。

〈提出先〉〒854-8601

諫早市東小路町7番1号 諫早市すくすく広場

〈問合せ先〉

諫早市すくすく広場

TEL: 0957-22-1500